

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年2月20日付けの通知書「支給済み保護費の返還決定について」（以下「本件処分通知書」という。）により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

1 自立更生費について考慮していないこと

- (1) 法63条返還決定に際しては、自立更生費が考慮されるべきであるが、これを考慮しなかった点で裁量権を逸脱又は濫用し、違法である。
- (2) 保護費の過大支給は年金に係る収入認定の誤りによるものだが、年金収入の場合でも自立更生費の認定による返還免除の余地はあり、これを検討しないのは違法である。
- (3) 一定の生活費についても、自立更生費に該当する。
- (4) 過大支給された保護費は、請求人にとって健康で文化的な生活の維持に不可欠の要素である、求職活動でもある生涯野球の参加の往復旅費、変形性膝関節症の痛みを緩和するための膝と腰のストレッチ代、その他食費等費消済みの生活費と、自立更生費に充当されており、返還免除すべきである。

2 収入認定の誤りについて請求人に帰責性がないこと

処分庁は、請求人が65歳になれば、老齢厚生年金と老齢基礎年金の受給開始により年金受給額が増加することは請求人の申告を待たずとも当然に予見できたものの、請求人に対する適時の収入申告の促しは行われなかった。また、申告が必要となる具体的場面についての説明や、申告する場合の要領、手続について、請求人の理解度や年齢に応じた十分な教示がされたものとはいえない。

処分庁は、予め請求人に対し、65歳時の年金額の増加の際には遅滞なく収入申告をすべきことを教示していなかった以上、年金収入増加についての申告漏れとその結果としての収入認定の誤りについて、請求人の責めに帰すべきではない。

3 保護費はすべて費消済みであり現存利益がないこと

請求人は、過大支給された保護費を全額生活費として費消済みである。請求人は、保護費が過大支給されていることについて知らなかったから、善意の受益者として現存利益の存する限度でのみ返還義務を負い、現存利益のない本件では返還義務はない。

請求人は保護受給中であり保護費以外に収入・資産がないところ、法63条返還処分により毎月の保護費の中から返還をさせることは、生活保護法の目的ひいては憲法25条1項の保障する生存権保障に反し、違法というべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 5月21日	諮問
令和7年 7月18日	審議（第102回第1部会）
令和7年 8月 5日	審議（第103回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとされている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7によれば、最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくとしてされており、同・1で、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的最低生活需要の全てを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべて賄うべきものであるとされている。

(2) 資料の提供等

法29条1項によれば、保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は77条若しくは78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。

(3) 届出の義務について

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 収入の認定

ア 次官通知第 8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

(5) 費用返還義務

ア 法 63 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 「生活保護運用事例集 2017 年版」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課発行。以下「事例集」という。）問 11-8-3（答）によれば、本来の資力の発生日と資力が具現化した日の両方が、保護費の返還請求権が時効により消滅している期間にある場合は、資力が具現化した日を資力の発生日として考えて、支給済み保護費と対比させ、返還請求が可能となる日以降に支給した保護費についてのみ返還を求めるとしている。

事例集問 11-16（答）によれば、法 63 条の返還請求権の消滅時効の開始の時期は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」、つまり、「保護を受けたとき」の翌日から 5 年間経過したときにおいては、当該保護費の返還請求権は時効により消滅するとされている。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)

によれば、法 6 3 条に基づく費用返還の取扱いについて、「法 6 3 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし（以下「自立更生免除」という。）、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。（(ア)～(エ)（略））」等を挙げている。

また、課長通知 1・(2)によれば、遡及して受給した年金に係る自立更生費の控除については、上記の取扱いと異なり、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、厳格に対応することが求められるとされており、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」（課長通知・1・(2)・(ア)・③）等について説明しておくこととし、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」（同・(イ)）とされている。

- (6) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。課長通知は同法 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。そして、事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

上記 1 の法令等の定めを前提として、本件各処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 法 6 3 条の規定の適用

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があっ

たときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされているところ（1・(3)）、請求人は、年金収入が増額されたことを申告せず、保護費を受給していたことが認められる。

法4条1項の規定の趣旨からすれば、年金収入は、最低限度の生活を賄うために活用すべきものであり、保護は、当該収入及び他の収入・資産の活用によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施される（1・(1)）。

法63条は、資力があるにも関わらず、保護を受けたときは、保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定めるところ（1・(5)・ア）、処分庁は、課税突合調査により判明した未申告の年金増額分を請求人の資力と認定し、一旦は法78条に基づく徴収決定処分としたが、これを取り消した後、本件申立てに係る資料請求及び請求人（及び代理人弁護士）からの聞き取りを行い、ケース診断会議により検討した上で、自立更生免除に該当するものはないと判断して、法63条に基づき、支給済保護費のうち、認定した資力に相当する935,690円の返還を求めた（本件処分）。

(2) 自立更生免除

本件申立ての各項目について、以下、検討する。

なお、本件は遡及して受給した年金ではないが、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性という点では、変わりがないものと解される（1・(5)・ウ）。

ア 生涯野球大会の旅費

自立更生免除に当たっては、課長通知1・(1)にある当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認されるものに限られるところ（1・(4)・ウ）、請求人が生涯野球大会に参加した往復旅費については、支出したことを示す領収書等の提示はなく、就労等に結びつくような事情があるとは認められないから、自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものには該当しない。

イ ストレッチ代

ストレッチ代について、請求人が通ったとする本件店舗に

については、法 29 条調査の結果、請求人氏名による来店履歴がないことが判明している。

ウ 食費等の生活費

被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであるから（1・(1)）、食費等の生活費については、自立更生免除の対象には当たらない。

以上アからウまでによれば、本件申立ての内容は、いずれも自立更生免除が適用されるとは判断されない。

(3) 小括

上記(1)及び(2)のとおり、請求人の年金増額分について、請求人の資産と収入認定し、本件申立てに係る自立更生免除は認められないとして、法 63 条の規定により、935,690 円の返還を求めた本件処分は、上記 1 の法令等に則った適正なものであるといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、第 3・1 のとおり、処分庁は、年金収入について、本件は年金の収入認定の誤りにより過大支給した保護費の返還に当たるから、自立更生費について考慮していないことについて違法であると主張する。

しかし、処分庁は、収入申告されていなかった年金増額分について、本件処分を行うに当たり、本件申立てについて調査・検討したことが認められるから、この点に係る請求人の主張は認められない。

- (2) 請求人は、第 3・3 のとおり、保護費はすべて費消済みであり現存利益がないことから、返還義務はないと主張する。

しかし、年金増額分は請求人の資力であり（1・(4)）、保護は、被保護者の利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであって（1・(1)）、このことは、費消済みであっても変わらないから、この点に係る請求人の主張は、本件処分の取消理由にはならない。

4 付言

本件審査請求の結論を左右するものではないが、保護の実施機関

における年金情報の適確な把握の必要性について、以下付言する。

現行の老齢年金制度によれば、受給要件を満たす場合には、原則として65歳から老齢基礎年金及び老齢厚生年金を受給することができる。保護費の算定に当たっては、60歳以上の被保護者に対しては、老齢年金の受給状況を定例的に確認する必要があるといえる。

保護の実施機関においては、被保護者の申告の有無にかかわらず、被保護者の年齢及び年金受給額が変更される事実を適時に把握することが望まれるところ、日本年金機構等への情報照会事務が円滑に実施されるよう、業務フローの確認や見直しを行うなど、組織的なチェック体制の強化を図るべきである。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙(略)